

なし

業種制限




あり

①売上への影響	②業種	
	全業種 (一部例外業種あり)	<u>生活衛生関係営業</u>
20%以上減	民間金融機関からの借入れ+ <u>セーフティネット保証 4号</u> (信用保証協会)	
15%以上減	民間金融機関からの借入れ+ <u>危機関連保証</u> (信用保証協会)	
10%以上減		<u>衛生環境激変対策特別貸付</u> (日本政策金融公庫)
5%以上減	<u>新型コロナウイルス感染症特別貸付</u> (日本政策金融公庫) ★個人企業や小規模企業 = 国民生活事業からの融資 ★中小企業 = 中小企業事業からの融資	
	<u>危機対応融資</u> (商工組合中央金庫 (「商工中金」)) ★商工中金の株主である中小企業の組合と、その組合員の方を対象としています。未加入の場合には借入申込時にご相談下さい。	
	<u>マル経融資の金利引下げ (新型コロナウイルス対策マル経融資)</u> (日本政策金融公庫) ★商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者 (常時使用する従業員が20人 (商業又はサービス業 (宿泊業及び娯楽業を除く) は5人) 以下の法人・個人事業主) で、商工会議所等の長の推薦をうけた方	
		<u>生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付</u> (日本政策金融公庫) ★振興計画認定組合の組合員の方は、振興計画認定組合の長 (組合の長から委任を受けた支部長及び理事を含む。) が発行する「振興事業に係る資金証明書」、それ以外の方は都道府県知事の「推せん書」 (借入申込金額が500万円以下の場合には不要) が必要
		<u>生活衛生改善貸付の金利引下げ (新型コロナウイルス対策衛経)</u> (日本政策金融公庫) ★小規模事業者 (常時使用する従業員数が5人 (旅館業及び興行場営業を営む方は20人) 以下の会社又は個人) であつて、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
	民間金融機関からの借入れ+ <u>セーフティネット保証 5号</u> (信用保証協会)	
制限なし	<u>セーフティネット貸付</u> (日本政策金融公庫)	

大

売上への影響

小

-  政府系金融機関による融資制度 (赤二重線で囲まれているものも含む。)。該当する制度は併用可能。
-  政府系金融機関による融資制度のうち、要件を満たせば、実質的に無利子となるもの (特別利子補給制度)
-  民間金融機関による信用保証付融資制度。要件を満たせば、保証料・利子の減免あり。
- 該当する制度は併用可能 (但し、セーフティネット保証 4号及びセーフティネット保証 5号は限度額を共有。)